

令和8年度 SNSを活用した相談事業業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

SNSを活用した相談事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

SNSを活用した相談事業業務委託仕様書による。

3 契約上限額

18,690,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、本企画提案競技は、その契約に係る予算が議決となり、予算の執行が可能となった時に効力が生じる。

また、委託料は毎月、業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間及び相談期間

委託期間：令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

相談期間：令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

5 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 公告 | 令和8年 2月20日（金） |
| (2) 質問等の締切 | 令和8年 3月 4日（水）午後5時 |
| (3) 企画提案競技参加申込期限 | 令和8年 3月 6日（金）正午 |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和8年 3月 9日（月）午後5時 |

(5) 審査結果の通知

令和8年 3月19日（木）までに

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙1）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和8年3月6日（金）正午まで

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画書（10部）

- 提出する企画案は、1案のみとする。
- 書式はA4判（一部A3判を折り曲げても可）とし、ページ番号を挿入する。

イ 見積書（原本1部、写し10部）

- 事業業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- 内訳は、税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書（1部）

- 別紙2により提出すること

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和8年3月9日（月）午後5時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) 質問等

企画提案競技及び相談事業業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙3）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和8年3月4日（水）午後5時

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(4) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 内容構成力

- ・事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
- ・相談事業業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。
- ・計画的な業務スケジュールとなっているか。

② 独創性

- ・提案内容に独創性があるか。

③ 運営体制

- ・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。
- ・令和3年6月11日付け「政府機関・地方公共団体等における業務でのL I N E利用状況調査を踏まえた今後のL I N Eサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）の一部改正（内閣官房・個人情報保護委員会・金融庁・総務省）」の考え方を遵守しているか。
- ・令和8年4月1日（水）から確実に相談業務を開始できるか。

④ 経済性

- ・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。

⑤ 実績

- ・本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。

(5) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(6) 審査の通知・公表

令和8年3月19日（木）までに、採択・不採択にかかわらず通知する。

また、通知日以降に以下の内容を本県ホームページに公表する。

・委託業務名

・受託候補者名

・得点（満点）

・参加者数

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

② 提案書を期限までに提出しないとき

③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えていたとき

⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と宮崎県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に

必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徵取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

(1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
(2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
(3) 委託料の支払い方法は、月毎の精算払いとする。
(4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

(1) 住 所 〒880-8502 宮崎市橋通東1丁目9番10号
(2) 担 当 宮崎県教育庁人権同和教育・生徒指導課 生徒指導・安全担当 (担当 長倉)
(3) 連絡先 電話番号 0985-26-7238
メールアドレス nagakura-maki@pref.miyazaki.lg.jp